



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年10月 7日

| | |
|-----|------------------|
| 発信課 | 福祉保険部非課税世帯等給付金担当 |
| 担当者 | 小山 |
| 連絡先 | 電 話 29-5003 |
| | FAX 29-5004 |
| | E-mail |

| | |
|-------------------------------|--|
| 分 類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日 程 | 令和4年10月11日 ~ 令和5年2月28日 |
| 発表項目 (行事名) | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請受付開始について |
| 概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。) | <p>電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請受付を開始いたしますので、報道方よりお願いいたします(詳細は別紙のとおり)。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、手続きに当たっては、郵送を基本として、原則、窓口(支所等を含みます。)による対応は行いません。</p> <p>また、お問合せについても電話によりお願いすることになりますので、併せて報道願います。</p> |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備 考 | 令和4年10月7日の令和4年第3回定例会での議決後をお願いします。 |

旭川市からの大切なお知らせ（「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について）

物価高騰による影響が特に大きい世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給します。

申請期限：令和5年2月28日（当日消印有効）

- 要件を満たす世帯に対し、次の①又は②のいずれか1種類の給付金を1回限り支給します。
- 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）」を受給した世帯も支給対象となります。

①令和4年度住民税非課税世帯

対象世帯（次のすべてに該当する世帯）

- (1) 基準日（令和4年9月30日）において旭川市に住民登録がある世帯
- (2) 世帯全員の令和4年度の住民税が非課税の世帯
- (3) 世帯の中に、住民税課税者から税法上の扶養を受けていない方が1名以上いる世帯
- (4) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
- (5) 租税条約による住民税の免除の届け出ている方がいない世帯

申請方法

- 令和4年度の住民税非課税世帯として「臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）」を受給した世帯は、原則として、手続きを行うことなく支給します。（詳細は、10月中旬に発送するはがきをご覧ください。）
- その他の支給対象となる可能性が高い世帯に対しては、11月上旬に確認書を発送しますので、内容を確認して確認書を返送してください。
- 給付をお急ぎの世帯は、10月11日より申請を受け付けます。郵送（ホームページから申請書をダウンロードし添付書類を添付）またはオンラインで申請してください。

②家計急変世帯

対象世帯（次のすべてに該当する世帯）

- (1) ①に該当する世帯以外の世帯のうち、令和4年中に家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- (2) 世帯の中に、住民税課税者から税法上の扶養を受けていない方が1名以上いる世帯

【住民税非課税相当額の確認方法等】

令和4年中の任意の1か月の収入を1.2倍した収入見込額、または当該見込額からの経費等の見込額を控除した所得見込額が住民税非課税相当額以下であるかを確認します（収入は給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の4種類で半断します。）。以下の早見表は給与収入の場合です。令和4年1月以降の任意の1か月の収入と比較し、同一の世帯の方全員の収入がそれぞれ非課税相当限度額を下回るかを御確認ください。

| 扶養している親族の状況等 | 非課税相当限度額 | |
|----------------------|------------|------------|
| | 月額（収入額ベース） | 年額（所得額ベース） |
| 単身または扶養親族がいない場合 | 80,833円以下 | 42万円以下 |
| 配偶者や親族（1名）を扶養している場合 | 123,333円以下 | 93万円以下 |
| 配偶者や親族（計2名）を扶養している場合 | 158,333円以下 | 125万円以下 |
| 配偶者や親族（計3名）を扶養している場合 | 196,416円以下 | 157万円以下 |
| 配偶者や親族（計4名）を扶養している場合 | 234,500円以下 | 189万円以下 |
| 障がい者、寡婦、ひとり親、未成年の場合 | 170,250円以下 | 135万円以下 |

申請方法

必要書類を添付の上、申請してください。申請書、必要書類の(1)と(2)は市ホームページからダウンロードするか専用ダイヤルまでお問い合わせください。

必要書類（追加で書類提出をお願いする場合があります。）

- (1) 本給付金の申請書（請求書）
- (2) 簡易な収入（所得）の見込額申立書
- (3) 収入を確認できる書類（給与明細書や通帳の写しなど。）
- (4) 本人確認書類の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 通帳またはキャッシュカード等の写し
- (7) 戸籍の附票の写し（令和4年1月1日以降に市区町村間を2回以上転居した世帯のみ）

お問合せ

旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル 0570-20-0922

受付時間：午前8時30分～午後5時15分
旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>



給付金を申請される
皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、**市役所、支所などの窓口での申請書配布や受付は原則行いません。**郵送での手続きに御協力ください。